火災保険における風災とは？

1. 風災とは何か？

・風災とは、台風や突風、竜巻などの強い風によってもたらされる損害のことです。

・具体的には、下記のような損害です。

・突風で、建物の一部（屋根など）が壊れた。雹が降ってカーポートに穴が開いた。

・小石などが飛んで来て、窓ガラスにひびが入った。

・豪雪によって建物が壊れた

2. 風災の対象となるのは？

・火災保険は、「建物」と「家財」のいずれか一方にかけることも、両方にかけることもできます

・建物には、敷地内にある門・塀・垣根・物置・車庫などを含めることができます。

・家財とは、タンスや食器棚などの家具、冷蔵庫やテレビなどの家電製品、衣類、自転車などです。

・賃貸住宅の場合は大家さんが「建物」に保険をかけますので、入居者は家財についてだけ掛ければ OK です。

・宝石や美術品も家財に含まれますが、高額なものは明記物件として申告する必要があります。

3. 風災の対象とならないケースはあるの？

①近隣への損害

・突風で自宅の物が飛んで近隣の家に損害を与えても、風災補償では対象外です。

・火災保険の対象は、自分が所有する建物や家財だからです。

・なお、隣家に損害を与えた場合、自然災害が原因なら基本的に隣家への損害賠償責任はありません。

・ただし、すでに壊れている箇所があって強い風で飛んで行くことが予想できたような場合には、賠償責任が発生する可能性があります。

②吹き込みによる室内への損害

・強風や豪雨などで、窓や排気口から雨が吹き込んで室内が水浸しになった場合、風災の対象外です。

・吹き込みによる損害は、事前対策が可能とされるため、自然災害と認定されません。

4. 風災補償の注意点

・保険金が請求できるのは事故発生日から 3 年以内です。

・免責（自己負担額）がある場合は、損害額から免責金額が引かれます。

・フランチャイズ（損害額が一定額を超えたら保険金が全額支払われる方式）の場合は、損害がその基準を超える必要があります（一般的には、20 万円が基準です）。